



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	配布日時	平成30年 8月 2日 14時00分
資料配布		

件名	東播海岸・神戸市垂水区塩屋町地先で、放置された船舶等の撤去作業を実施します
----	---------------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none">●撤去作業は、平成30年8月6日（月）から予定しています。●神戸市垂水区塩屋町地先の海岸には船舶等が多く放置され、海岸保全施設の整備及び維持管理の支障となっていることから、平成30年6月15日、当該区域を海岸法第8条の2に基づく「船舶等の物件放置を禁止する区域」に指定しました。●また、禁止区域の指定以前から現在に至るまで、こうした放置船舶等に対し、撤去を促す文書の貼付、さらに所有者が判明している船舶等については文書や電話により自主撤去を促すなど、様々な対策を講じてきました。●それでも現在まで撤去されない船舶等のうち、特に所有者不明で直接の撤去指導が困難なものについて、今回、海岸法第12条第4項に基づき、国土交通省が所有者に代わり撤去する「簡易代執行」を行うことにしたものです。
----	---

取扱い	—
-----	---

配布場所	兵庫県政記者クラブ 神戸市政記者クラブ	加古川記者クラブ 明石市政記者クラブ
------	------------------------	-----------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 副所長 西村 信彦 河川管理第一課長 中澤 公一 電話（079）282-8505
------	---

●撤去した船舶等は6ヶ月間所定の場所に保管し、所有者が返還を申し出た場合は撤去・保管に要した費用を請求し（海岸法第12条第10項）、納入が確認された後に所有者に返還します。

返還申出先：姫路河川国道事務所 河川管理第一課 電話(079)282-8505

姫路河川国道事務所 東播海岸出張所 電話(078)911-6011

(どちらも平日8:30~17:15)

●6ヶ月間経過しても所有者から返還の申出がなかった場合、船舶等の所有権は国に帰属することとなります（海岸法第12条第11項）。



船舶の放置状況（写真撮影時期は左右とも平成28年度）

船舶等の放置を禁止する区域（私有地を除く）

